**平成２５年（フ）第１３７号**
長野県上田市常磐城503番地１
債務者　塚本　展広（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　　薫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２５年（フ）第７６号**
群馬県みどり市大間々町大間々813番地３
債務者　星野　ヱイ
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２５年（フ）第１０３号**
群馬県桐生市川内町２丁目230番地の６
債務者　小島　宏史
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２５年（フ）第１６３号**
山形県上山市関根字下原202番地の３
債務者　梅津　邦彦
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳重　　充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１８２号**
山形県西村山郡大江町大字三郷丙613番地、前住所山形県西村山郡大江町大字顔好甲379番地の１
債務者　渡邉　　齊
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２９４号**
大津市坂本３丁目18番71―306号、前住所大津市雄琴６丁目15番59号
債務者　堀江　一嘉
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　陽一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第７８６号**
堺市南区原山台５丁６番１―908号
債務者　平塚　哲夫
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第７８７号**
堺市南区原山台５丁６番１―908号
債務者　平塚美智代（旧姓阿嘉）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第６３５号**
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目20番15―301号
債務者　浜田　三枝
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５２４号**
岡山市南区浦安南町127番地２
債務者　藤井　昌子
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　祐介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４１３号**
広島市安佐南区八木８丁目18番14―502号
債務者　岡　　達夫
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大植　　伸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後４時
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６８２号**
広島市南区宇品海岸２丁目13番17―1104号
債務者　大山　　学
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７１４号**
広島市安佐南区大塚西６丁目９番２―703号
債務者　野田　洋子
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙須　陽介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７９３号**
広島市中区白島北町17番１―402号、申立時の住所広島市南区西蟹屋３丁目３番24―301号
債務者　髙原健太郎
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水憲一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８７８号**
広島市安佐南区長束６丁目８番26―311号
債務者　三枝麻里恵
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８８６号**
広島市中区土橋町４番24―802号
債務者　檜木　靖志
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第１５３号**
山形県東根市神町東３丁目５番83―127号
シャトー・サンマリオ
債務者　渡邉　洋一（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山形地方裁判所民事部